

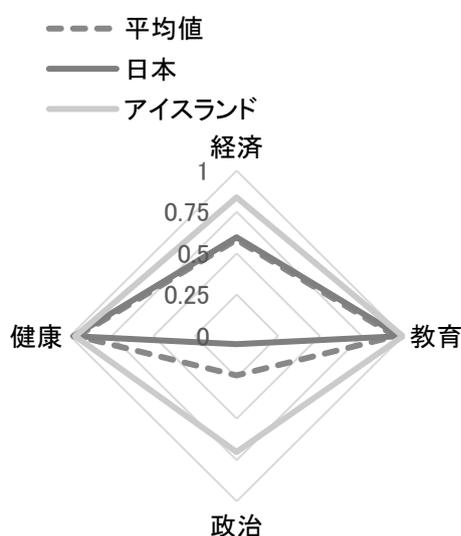
第2章 男女共同参画を取り巻く社会の動向

1 国際的な動向

国際社会は、国際連合(以降国連)を中心に、男女平等・男女共同参画の実現へ向けて取り組んできました。社会の変化とともに、男女平等・男女共同参画をめぐる課題や位置づけも変化しています。

しかしながら、2019(令和元)年に世界経済フォーラム(WEF)が発表した「ジェンダー・ギャップ指数(Gender Gap Index:CGI)」において、日本は153箇国中121位となっており、2018(平成30)年の110位から大幅に後退しています。国際的な動きも考慮しつつ、国内での取組を一層推進していくことが求められています。

ジェンダー・ギャップ指数の分野別比較



ジェンダー・ギャップ指数(2019(令和元)年)

	順位	スコア	分野別			
			経済	教育	政治	健康
アイスランド	1	0.877	0.839	0.999	0.701	0.968
ノルウェー	2	0.842	0.798	1	0.598	0.972
フィンランド	3	0.832	0.788	1	0.563	0.977
ドイツ	10	0.787	0.723	0.972	0.477	0.973
フランス	15	0.781	0.691	1	0.459	0.974
カナダ	19	0.772	0.751	1	0.365	0.971
イギリス	21	0.767	0.704	0.999	0.396	0.97
アメリカ	53	0.724	0.756	1	0.164	0.976
イタリア	76	0.707	0.595	0.997	0.267	0.969
ロシア連邦	81	0.706	0.749	1	0.095	0.98
中国	106	0.676	0.651	0.973	0.154	0.926
韓国	108	0.672	0.555	0.973	0.179	0.98
日本	121	0.652	0.598	0.983	0.049	0.979

出典:世界経済フォーラム「グローバル・ジェンダー・ギャップ報告書」

(http://www3.weforum.org/docs/WEF_GGGR_2020.pdf)

(1)SDGsにおける男女平等

2015(平成27)年に国連で地球の持続的な開発目標とも言われるSDGsが採択され、各国はSDGsの実現に取り組むことが決まりました。SDGsは「Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)」の略称であり、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指すための国際目標です。

男女平等はSDGsに掲げられる17の目標の5つ目として、「ジェンダーの平等を達成し、全ての女性と女児のエンパワーメントを図る」と掲げられており、日本では「次世代・女性のエンパワーメント」として重点的に推進するとしています。

本町においても、SDGsの考え方を取り入れ、持続可能な行政運営を目指します。



2 国の動向

(1) 第4次・第5次男女共同参画基本計画の策定

我が国では1999(平成11)年に男女共同参画社会基本法を制定し、男性も女性も意欲に応じてあらゆる分野で活躍できる社会の実現を目指してきました。また、2000(平成12)年からは男女共同参画基本計画を策定して男女共同参画に向けた具体的な施策を展開しています。

2015(平成27)年には、内閣府男女共同参画局によって第4次男女共同参画計画が策定され、2020(令和2)年12月に第5次男女共同参画計画が公表されました。

男女共同参画社会基本法 —男女共同参画社会の形成に関する基本理念—

- ① 男女の人権の尊重
- ② 社会における制度又は慣行についての配慮
- ③ 政策等の立案及び決定への共同参画
- ④ 家庭生活における活動と他の活動の両立
- ⑤ 国際的協調

(2) 女性活躍の推進

少子高齢化に伴い、総人口が減少する中で、様々な分野で労働力不足の問題が顕在化してきました。そこで、これまで有効活用されていなかった潜在的な労働力として女性が着目され、女性活躍が国の政策における重要テーマとなりました。それを受け、「女性活躍推進法」が2015(平成27)年に制定、2019(令和元)年に改正されています。また、2015(平成27)年以降は「女性活躍加速のための重点方針」も毎年策定されるようになりました。

女性活躍推進法

【目的】

自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍することを推進し、豊かで活力のある社会の実現を図る。

【基本原則】

- ① 女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供及びその活用と、性別による固定的役割分担等を反映した職場慣行が及ぼす影響への配慮が行われること
- ② 職業生活と家庭生活とのバランスをとるために必要な環境の整備により、職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立を可能にすること
- ③ 女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきこと

女性活躍加速のための重点方針 2020(令和2)年

【基本的な考え方】

- ① 女性に対する暴力の根絶に向けた取組や困難に直面する女性への支援の充実
- ② 女性活躍推進のための自主的な取組や地域の実情に応じた取組の後押し
- ③ 仕事と育児・介護等を両立できる環境の整備及び社会全体での意識改革の推進
- ④ あらゆる施策における男女共同参画・女性活躍の視点の反映

【留意すべき事項】

- ① 新型コロナウイルス感染症拡大による女性への深刻な影響及び女性活躍の新たな可能性への対応(テレワークやオンラインの活用)

(3)DV防止、ストーカー規制の強化

2001(平成 13)年の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護などに関する法律(DV防止法)」の施行に始まり、DV防止や被害者支援の取組の拡充が図られています。近年では配偶者間の暴力に限らず、交際中のカップル間に生じる暴力である「デートDV」や、男性に対するDVも新たな問題として防止・啓発活動が行われています。

また、インターネットの普及、SNSや動画サイトの利用者の増加といった社会の変化に伴って、インターネットを利用したストーカーや、交際相手・配偶者の性的な画像・動画を公開するリベンジ・ポルノといった新たな問題も生じています。

これらの新たな問題に対してDV防止法の改正、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」の改正、「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」が施行されました。さらに、配偶者暴力と児童虐待は密接に関係があることを受け、2019(令和元)年6月には「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」が成立しました。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針

【都道府県と市区町村の役割】

- 都道府県は被害者の支援における中核
- 市区町村は身近な行政主体の窓口

【市区町村に求められる具体的な役割】

- 相談窓口の設置
- 被害者に対しての支援に関する基本的な情報を提供
- 一時的な避難場所の設置による緊急時における安全の確保
- 一時保護等の後、被害者が地域で生活していく際の自立に向けた継続的な支援

(4)セクシュアル・マイノリティ(LGBTQ)の社会的認知と対応

2010年代後半から、セクシュアル・マイノリティ(LGBTQ)の社会的認知が大きく進みました。加えて、こうした人たちの人権や多様性の尊重、個性と能力の発揮、あらゆる分野に参画できる社会の実現を目指した取組が注目されています。第4次男女共同参画基本計画でも性的指向や性同一性障害を理由として困難な状況に置かれている場合などについては、人権尊重の観点からの配慮が必要であるとしています。また、セクシュアル・マイノリティ(LGBTQ)を加味した男女共同参画基本計画の策定や「パートナーシップ制度」の制定なども徐々に増加しつつあります。

3 愛媛県の動向

愛媛県では、2011(平成 23)年に計画期間 10 年の「第2次愛媛県男女共同参画計画」を策定し、2016(平成 28)年に見直しが行われました。2016(平成 28)年の見直しでは、「媛(ひめ)の国から始まる、自分らしさを活かせる社会づくり」をテーマに、女性活躍推進法で定める「女性活躍推進計画」を含めて一体的に策定しています。

男女共同参画を実現するために、県として以下のような取組を行っています。

●輝く女性の活躍を推進する男性リーダーの会

愛媛県と県内の全市町において内閣府が支援する「輝く女性の活躍を推進する男性リーダーの会」行動宣言に賛同し、県をあげて女性の活躍の推進やワーク・ライフ・バランスに取り組んでいます。

●ひめボス合同宣言

愛媛県版イクボスであるところの、「ひめボス合同宣言」など、県をあげて女性の活躍推進やワーク・ライフ・バランスに取り組んでいます。

●カジダン講座・カジダンネットワーク(男性の家事参画推進事業)

愛媛県では、6歳未満の子どもがいる世帯の夫の家事・育児時間が全国平均より少ない現状を受けて、2020(令和2)年度から「男性の家事参画推進事業」に取り組んでいます。家事を楽しみ、積極的に取り組む男性「カジダン」の拡大・支援を目的に講座の開催やカジダンネットワーク立ち上げ等を行っています。

4 計画策定のポイント

(1) 計画策定のポイント

第2次久万高原町男女共同参画推進計画では、国の提示する第4次・第5次男女共同参画基本計画を参考に策定しています。次の視点で計画を参考に作成しています。

※括弧内数字は対応する計画名について記載(第4次計画→4、第5次計画→5)

あらゆる分野における女性の活躍
<ul style="list-style-type: none">● 女性活躍推進の視点からの男性の働き方・暮らし方の見直し（男性中心型労働慣行の変革）(4)● 積極的な女性採用・登用、将来に指導的な地位へ成長するような人材育成(4、5) ※第5次計画では政治分野における取組の強化が示されている。● あらゆる分野における男女共同参画・女性活躍の視点を確保し、次世代に向けたメッセージの発信(5)
安全・安心な暮らしの実現
<ul style="list-style-type: none">● 多様な働き方の普及と困難な状況に置かれている女性の実情に応じたきめ細かな支援(4、5)● 女性に対するあらゆる暴力の廃絶(4、5)
男女共同参画社会に向けた基盤の整備
<ul style="list-style-type: none">● 国際的な規範・基準の尊重と、国際社会への積極的な貢献の推進(4)● 性別に基づく固定観念が男女どちらかに不利に働かないよう、広報啓発等の推進(5)● 人生100年時代を見据えて、男女が活躍し続けられる環境を整備するとともに、仕事と家事・育児・介護を両立できる環境の整備(5)● 科学技術の発展に男女が共に寄与し、その発展が男女共同参画に資するよう推進(5)● 東日本大震災等の大規模災害の課題に学び、防災・復興施策への男女共同参画の視点を導入(4、5)
推進体制の整備・強化
<ul style="list-style-type: none">● 地域の実情・特性を踏まえた主体的な取組の推進(4、5)● 男女共同参画社会の形成を牽引する人材を育成するための教育や研修の実施(5)

(2)第3次男女共同参画基本計画からの変更点

久万高原町男女共同参画推進計画策定時に示されていた国の第3次男女共同参画基本計画からの大きな変更点として以下の点が挙げられます。

①女性の活躍推進

第4次男女共同参画基本計画では、女性の活躍推進に加え、「男性中心型労働慣行」の見直しが行われています。「男性中心型労働慣行」とは、勤続年数を重視しがちで年功的な処遇や、長時間勤務、転勤が当然とされている男性中心の働き方等を前提とする労働慣行のことであり、背景には働きたい女性が思うように活躍できない状況があるとともに、男性自身にとっても仕事と、家事・育児をはじめとした生活の両立の妨げとなっており、是正を強調しています。

②防災分野

第3次男女共同参画基本計画策定後に東日本大震災が発生し、家事、子育て、介護等の家庭的責任が女性に集中する、避難時においても男女のニーズの違い等が配慮されないなどの課題がありました。その要因として様々な意思決定過程への女性の参画が十分に確保されてないことが挙げられ、平時からの男女共同参画社会の実現が、防災・復興を円滑に進める基盤となるとされています。

そのため、第3次男女共同参画基本計画では、地域活動分野の中の一部とされてきた防災・復興を、第4次男女共同参画基本計画においては「男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立」という独立した施策分野として位置づけるなど、施策体系が大きく変化しています。